

富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成22年富士川町条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表中

〃	班長	年額	17,000円
〃	ラッパ隊長	年額	17,000円
〃	ラッパ隊員	年額	12,000円
〃	機械係	年額	12,000円
〃	団員	年額	10,000円

を

〃	班長	年額	20,000円
〃	機械係	年額	17,000円
〃	団員	年額	15,000円

に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新				旧			
別表(第2条、第3条関係)				別表(第2条、第3条関係)			
区分	報酬の額		旅費の額	区分	報酬の額		旅費の額
略				略			
// 班長	年額	<u>20,000 円</u>		// 班長	年額	<u>17,000 円</u>	
_____	_____	_____		// <u>ラッパ隊長</u>	年額	<u>17,000 円</u>	
_____	_____	_____		// <u>ラッパ隊員</u>	年額	<u>12,000 円</u>	
// 機械係	年額	<u>17,000 円</u>		// 機械係	年額	<u>12,000 円</u>	
// 団員	年額	<u>15,000 円</u>		// 団員	年額	<u>10,000 円</u>	
略				略			